

Annex II**小規模クリーン開発メカニズムプロジェクト活動のための簡素化された方法及び手順に関する提言****I. 適格とされる活動の定義に関する詳しい説明****A. タイプ(i)プロジェクト活動：最大出力容量 15 メガワット相当（あるいはそれに然るべく相当するもの）までの再生可能エネルギー・プロジェクト活動（決定 17/CP.7、6(c)(i)項）**

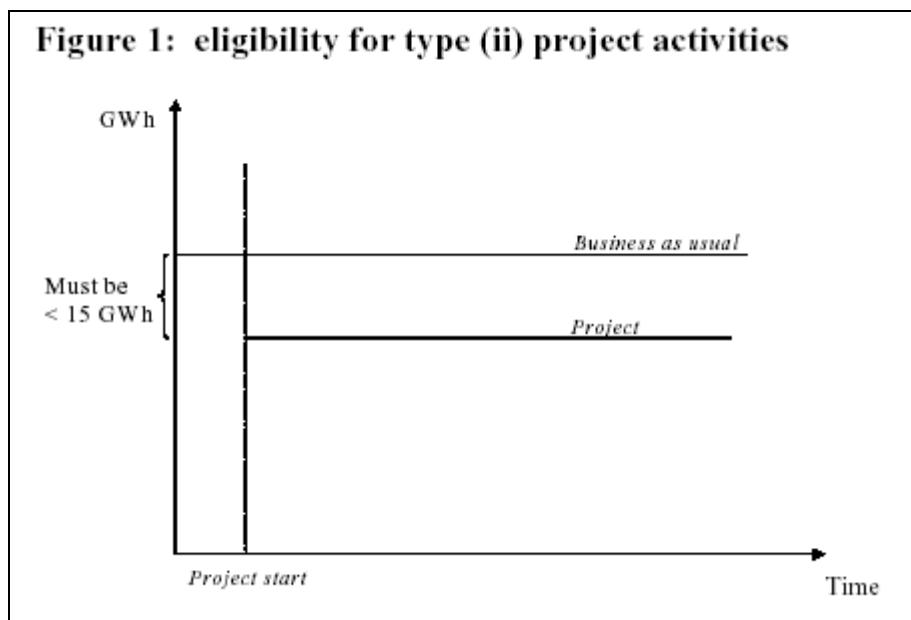
1. 「再生可能エネルギー」の定義：理事会は、第3回会合の注釈付きアジェンダ ANNEX2 の添付書に提案されているとおり、エネルギー源/適格プロジェクト活動に関する指標的 (indicative) リストを作成することに合意した。そのようなリストを作成するにあたり、理事会は再生可能エネルギー技術/源に関して認められている分類について検討し、関連分野において完了ないし継続されている小規模プロジェクトにもとづく経験を考慮に入れるべきこと。クリーン開発メカニズム (CDM) の「ボトムアップ」プロジェクト・サイクル・アプローチに従い、同リストは新規プロジェクト活動の提案及び登録に応じ時と共に進化し、さらに精緻化されるべきものとする。
2. 「最大出力容量 15 メガワット相当（あるいはそれに然るべく相当するもの）まで」の定義
  - (a) 「最大出力」の定義：理事会は「出力」を、実際の負荷率に関わらず当該機器ないしプラントの製造者により示された設備/定格容量として定義することを認めた。
  - (b) 15 メガワットに「然るべく相当するもの」の定義：理事会は、決定 17/CP.7、6(c)(i)項でメガワット(MW)と言及しているものの、プロジェクト提案では MW(p)、MW(e)、ないし MW(th)を使用してよいということを認めた。MW(e)は最も一般的な名称であり、MW(th)は熱供給のみを指し、MW(e)からも算出可能なため、理事会は MW を MW(e)及び適切な換算率を適用したその他のものとして定義することを認めた。

**B. タイプ(ii)プロジェクト活動：供給及び/ないし需要側において年間 15 ギガワットアワー相当までのエネルギー消費削減となるエネルギー効率改善プロジェクト活動（決定 17/CP.7、6(c)(ii)項）**

3. 「エネルギー効率改善プロジェクト活動」の定義：
  - (a) 理事会は、第3回会合の注釈付きアジェンダ ANNEX2 添付書で提案されているとおり、適格なプロジェクト活動/セクターの指示的リストを作成することに合意した。そのようなリストを作成するにあたり、理事会はエネルギー効率に関して認められている分類について検討し、関連分野において完了ないし継続されている小規模プロジェクトにもとづく経験を考慮に入れるべきこと。CDM の「ボトムアップ」アプローチに従い、同リストは新規プロジェクト活動の提案及び登録に応じ時と共に進化し、さらに精緻化されるべきものとする。
  - (b) 理事会はさらに、以下の説明についても合意した：
    - (i) エネルギー効率とは、ユニット出力あたりに提供されるサービスにおける改善であり、それはつまり MW 投入あたりの走行、作業、電気、熱、照明（ないし燃料）の単位出力を高めるプロジェクト活動は、エネルギー効率改善プロジェクト活動であるということである。
    - (ii) エネルギー消費とは、承認されたベースラインと比較して削減され、ワットアワー値で測定された消費量のことである。活動低下による低消費は考慮に入れないものとする。
  - (c) 需要側プロジェクトも供給側プロジェクトと同様、図1に示されるようにプロジェクト活動によって最大 15 ギガワットアワー(GWh)の削減がもたらされるのであれば、考慮

に入れるべきものとする。総節約量 15GWh とは、15MW プラントが 1000 時間運転すること、あるいは  $15 \times 3.6 \text{ TJ} = 54 \text{ TJ}$  (この場合 TJ はテラジュールを表す) に相当する。

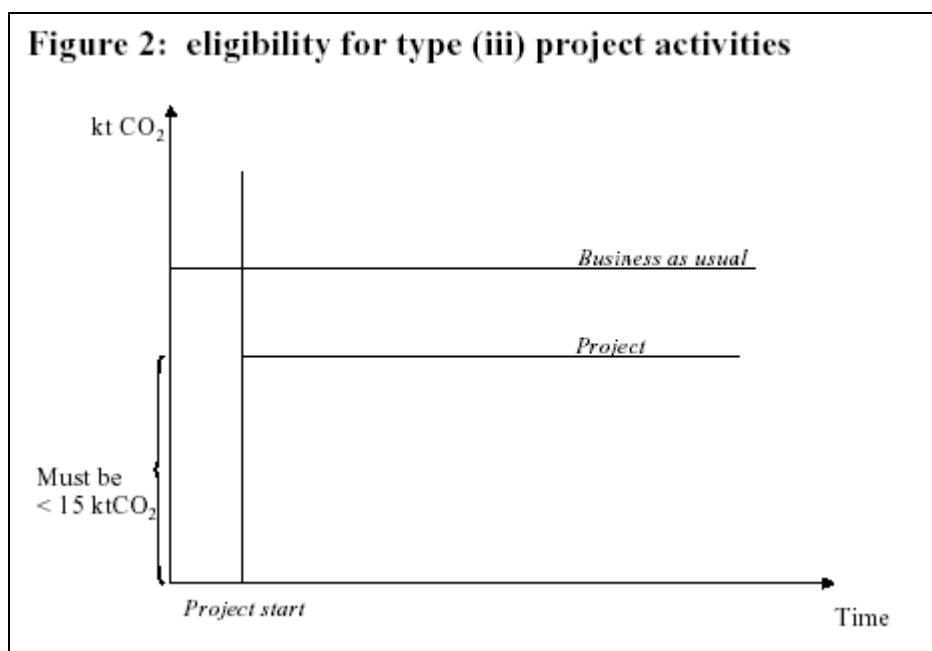
図 1 : タイプ(ii)プロジェクト活動の適格性



C. **タイプ(iii)プロジェクト活動：排出源からの人為的排出量を削減しつつ、直接排出量を二酸化炭素換算で年間 15 キロトン未満にするその他のプロジェクト活動 (決定 17/CP.7、6(c)(iii)項) :**

4. 図 2 が示すとおり、タイプ(iii)プロジェクトは直接排出量が二酸化炭素(CO<sub>2</sub>)換算で年間 15 キロトン(kt)を超えてはならず、温室効果ガス排出量を削減するものでなくてはならない。

図 2 : タイプ(iii)プロジェクト活動の適格性



5. 理事会第 3 回会合の注釈付きアジェンダ ANNEX2 添付書にあるとおり、タイプ(iii)CDM プロジェクト活動には、農業プロジェクト、燃料転換、工業プロセス、廃棄物管理が含まれる。農業セクターに含まれるものの例としては、堆肥管理改善、腸内発酵の低

減、肥料使用の改善、稻作における水管理改善などがある。

6. その他の適格とされるプロジェクト活動には、CO<sub>2</sub> リサイクリング、炭素電極、アジピン酸製造、ハイドロフルオロカーボン(HFC)、パーフルオロカーボン(PFC)、六フッ化硫黄(SF<sub>6</sub>)使用などがあり、このようなプロジェクトによってもたらされた排出削減量はCO<sub>2</sub> 換算値で表示する。これらを一貫性があり透明性のある方法で計算するために、適切なベースライン方法論が開発される必要がある。

**D. プロジェクト活動の各タイプは相互排他的なものであるという解釈（決定 17.CP.7、6(c)、(i)、(ii)、(iii)項）**

7. 理事会は、決定 17/CP.7、6(c)項に概説されている 3 タイプのプロジェクト活動は相互に両立しないものであるということに合意した。簡素化された CDM 方法及び手順により便益を得る要素が複数あるプロジェクト活動においては、各要素は適用される各タイプの限界基準を満たしているべきこと。たとえば、再生可能エネルギーとエネルギー効率の両要素を持つプロジェクトについては、再生可能エネルギーに関わる要素は「再生可能エネルギー」のクライテリアを満たし、エネルギー効率に関わる要素は、「エネルギー効率」のクライテリアを満たしているべきこと。

**E. 当該プロジェクト活動の寿命期間においてレファレンス値が適用されるポイント（決定 17/CP.7、6(c)、(i)、(ii)、(iii)項）**

8. 小規模 CDM プロジェクト活動の最大レファレンス値が検証期間中に年間平均ベースを超える場合は、その最大値までについてのみ CER が発行されるべきことに理事会は合意した。

## II. 小規模 CDM プロジェクト活動に関する簡素化手続き案

### A. 導入

9. 小規模 CDM プロジェクト活動は、決定 17/CP.7 ANNEX にある CDM のための方法及び手順に明記された（以下、CDM の方法及び手順とする）プロジェクト・サイクルの各段階に従うべきこと。取引コスト低減のため、小規模 CDM プロジェクト活動のための方法及び手順が下記のとおり簡素化された。
- (a) プロジェクト・サイクルにおける、プロジェクト設計文書、有効化、登録、モニタリング、検証、認証の各段階において、プロジェクト活動をバンドリングしたり、ポートフォリオをバンドリングしたりすることができる。バンドリングした全体のサイズは、決定 17/CP.7 の 6 項(c)に規定された限界を超過してはならない。
  - (b) プロジェクト設計文書についての要件が減らされる。
  - (c) プロジェクト・カテゴリーごとのベースライン方法論が、プロジェクト・ベースライン策定コスト削減のために簡素化される。
  - (d) モニタリング・コスト削減のため、モニタリング要件の簡素化など、モニタリング計画が簡素化される。
  - (e) 同じ運営機関が有効化、検証、認証を引き受けることができる。
10. タイプ(i)から(iii)までにわたる 14 の CDM プロジェクト活動カテゴリーに対し、簡素化されたベースライン及びモニタリング方法が開発されており、それについては appendix B で紹介されている。このリストにより、他のタイプの小規模 CDM プロジェクト活動が排除されるわけではない。提案されている小規模 CDM プロジェクト活動が appendix B にあるカテゴリーのいずれにも当てはまらない場合は、プロジェクト参加者が以下 16 項にある規定を考慮の上開発された略式ベースライン及び/ないしモニタリング計画の許可を求める要請を理事会に提出することができる。

11. CDM のための方法及び手順は 37 項から 60 項までを除き、小規模 CDM プロジェクト活動に適用されるべきものとする。そのかわり、以下の 12 項から 39 項までが適用される。必要に応じ appendix A を本 annex の appendix B の規定と差し替えるべきこと。

### **B. 小規模 CDM プロジェクト活動のための簡素化された方法及び手順**

12. 小規模 CDM プロジェクト活動のための簡素化された方法及び手順の使用にあたり、プロジェクト活動案は以下のとおりでなくてはならない。

- (a) 決定 17/CP.7 の 6 項(c)に則り、小規模 CDM プロジェクト活動の適格性クライテリアを満たしていること。
- (b) 本 annex の appendix B のプロジェクト・カテゴリーのいずれかに合致していること。
- (c) 本 annex の appendix C で定められているとおり、大規模プロジェクト活動の一部としてバンドリングされたものであってはならない。

13. プロジェクト参加者は、本 annex の appendix A にて指示されたフォーマットに則り、プロジェクト設計文書を作成すべきこと。

14. プロジェクト参加者は、appendix B に指示される当該プロジェクト・カテゴリーごとに簡素化されたベースライン及びモニタリング方法を使用することができる。

15. 小規模 CDM プロジェクト活動に関わるプロジェクト参加者は、appendix B に指示されている簡素化されたベースライン及びモニタリング方法に対し変更を提案したり、理事会に新たなプロジェクト・カテゴリーを検討するよう提案することができる。

16. 新たな小規模プロジェクト活動のカテゴリーや方法論の改定を提出したいと思っているプロジェクト参加者は、技術/活動に関する情報と、簡素化されたベースライン及びモニタリング方法論がそのカテゴリーにどのように適用されるのかについて書面で理事会に対し要請を行うべきこと。委員会は、新規のプロジェクト・カテゴリー及び/ないし簡素化された方法に対する改定及び修正を検討するにあたって、必要に応じ、専門的知見に頼ることができる。理事会は迅速に、可能であれば次回会合において、提案された方法を検討すべきこと。ひとたび承認されれば、理事会は appendix B を修正すべきこと。

17. 理事会は最低年に 1 回は、appendix B を見直し、必要に応じて修正すべきこと。

18. appendix B に対する修正はいずれも、修正日以降に登録されたプロジェクト活動にのみ適用され、登録されるクレジット期間中の登録済み CDM プロジェクト活動には影響を与えないものとする。

19. 有効化目的で複数の小規模 CDM プロジェクト活動をバンドリングすることができる。バンドリングされたプロジェクト活動については、構成要素の一つであるプロジェクト活動のパフォーマンスをサンプル・ベースでモニターする包括モニタリング計画を提案することもできる。バンドリングされたプロジェクト活動が包括モニタリング計画を行うとして登録される場合、このモニタリング計画は実施されなくてはならず、また達成された排出削減量に対する個々の検証/認証ではバンドリングされた全てのプロジェクト活動を対象とすべきこと。

20. 小規模 CDM プロジェクト活動ないしバンドリングされた小規模 CDM プロジェクト活動については、単一の指定された運営機関が有効化及び検証・認証を実施することができる。

21. 運営費を賄うための収益金分担及びプロジェクト関係支出を回復するための登録料金の提案にあたり、理事会は小規模 CDM プロジェクト活動には低めの分担金及び料金の提案を考慮することが出来る。

### **C. 有効化及び登録**

22. プロジェクト活動の有効化のためにプロジェクト参加者によって選ばれ、彼らと契約を結んだ指定運営機関は、プロジェクト設計文書及び証拠書類をレビューし、以下の要件が満たされて

いることを確認すべきこと。

- (a) CDMのための方法及び手続きの28項から30項に示される参加要件が満たされていること。
- (b) 現地の利害関係者からのコメントを呼びかけており、受領されたコメントのサマリーと、受領されたコメントに対しいかに正当な考慮がなされたかを示す報告書が指定運営機関に提出されていること。
- (c) ホスト締約国の求めがある場合には、プロジェクト参加者が当該プロジェクト活動の環境影響分析に関する文書を指定運営機関に提出していること。
- (d) 以下の26項から28項に則り、当該プロジェクト活動により、温室効果ガス排出源による人為的排出削減量が同プロジェクト活動の無かった場合に起こりえたものに対し追加的なものとなることが予想されること。
- (e) 当該小規模プロジェクト活動が appendix B にあるプロジェクト・カテゴリーの一つに合致し、appendix B に指示される当該プロジェクト活動用の簡素化されたベースライン及びモニタリング方法を使用していること、あるいはバンドリングされた小規模プロジェクト活動がバンドリングの条件を満たしており、バンドリングされた当該小規模プロジェクト活動用の包括モニタリング計画が適切であること。
- (f) 当該プロジェクト活動が、簡素化されたこれらの方法及び手順で代用されることのない、CDM のための方法及び手続き中のその他全ての CDM プロジェクト活動要件を満たしていること。

### 2 3. 指定運営機関は以下を行うべきこと。

- (a) 理事会への有効化報告書の提出に先立ち、当事者である各締約国の指定国家機関による書面の自主参加許可証をプロジェクト参加者から受け取っていること。当該プロジェクト活動がホスト締約国の持続可能な開発の達成を支援しているというホスト締約国による確認書を含む。
- (b) CDM のための方法及び手続き 27 項(h)にある守秘規定に則り、プロジェクト設計文書を公表すること。
- (c) 30 日以内に、締約国、利害関係者、UNFCCC 認定の非政府組織から当該プロジェクト設計文書に関するコメントを受け取り、それを公表すること。
- (d) コメント受領締め切り後、提供された情報をもとに、また受領したコメントを考慮し、当該プロジェクト活動を有効と確認すべきかどうかについての決定を行う。
- (e) 当該プロジェクト活動の有効化についての決定をプロジェクト参加者に通知する。プロジェクト参加者への通知には以下が含まれるべきこと。
  - (i) 有効化の確認と、有効化報告書を理事会の提出する日
  - (ii) 文書にまとめられた当該プロジェクト活動が有効化の要件を満たしていないと判断された場合、不受理の理由説明。
- (f) 当該プロジェクト活動案を理事会が有効であると判断した場合、有効化報告書の形で登録要請を理事会に提出すること。それにはプロジェクト設計文書、上記 23 項(a)に述べられたホスト締約国による書面の承認、受け取ったコメントをいかに正当に考慮したかについての説明が含まれる。
- (g) 理事会に送信後、同検証報告書を公表すること。

### 2 4. 同プロジェクト活動に参加する締約国あるいは理事会メンバーのうち3人以上が同CDM プロジェクト活動案の見直しを要請しない限り、理事会による登録は、理事会が登録要請を受領した日から 4 週間後に終了すると見なされるべきこと。理事会による見直しは以下の規定に則って行われるべきこと。

- (a) 同見直しは有効化要件に関わる問題に関してのものであるべきこと。
- (b) 同見直しは、見直し要請後の会合より前に終了され、その決定及び理由はプロジェクト参加者と一般に対し通知されるべきこと。

25. 承認されなかったプロジェクト活動案は、それが手順に則っており、パブリック・コメントに関するものも含め、有効化と登録の要件を満たしているのであれば、然るべき改定を行った後、有効化とそれに続く登録を再検討されることがある。
26. CDM プロジェクト活動は、排出源からの人為的温室効果ガス排出量が、登録された CDM プロジェクト活動が無かった場合に起こりえたものよりも多く削減されているのであれば、追加的である。
27. CDM プロジェクト活動のベースラインは、当該プロジェクト活動案が無かった場合に起こりえる温室効果ガス排出源からの人為的排出量を合理的に示しているシナリオである。appendix B に指示されている小規模 CDM プロジェクト活動のための簡素化されたベースラインは、当該小規模プロジェクト活動案が無かった場合に起こりえる人為的排出量を合理的に示すものであると考えられなくてはならない。簡素化されたベースラインを用いない場合に提案されるベースラインは、プロジェクト・バウンダリーにおける京都議定書附属書 A に列記された全てのガス・部門・排出源カテゴリーによる排出量を網羅すべきである。
28. appendix B の attachment A に記載されるバリアが一つ以上存在することにより当該プロジェクト活動が実施できないということを、当該プロジェクト参加者が指定運営機関に証明することができれば、appendix B に列記された略式のベースライン及びモニタリング方法を小規模 CDM プロジェクト活動に対して使用することができる。プロジェクト・カテゴリーについて appendix B に指示がある場合は、当該プロジェクト活動が他の方法では実施できないということの定量的証拠を、appendix B の attachment A に列記されたバリアにもとづく立証のかわりに提供することもできる。
29. プロジェクト参加者は、小規模 CDM プロジェクト活動案のためのクレジット期間を以下にある選択肢の中から一つ選ぶべきこと。
- 最長 7 年間で更新は 2 回まで。更新ごとに、オリジナルのプロジェクト・ベースラインがまだ有効であること、あるいは適宜新しいデータを考慮して更新されているということを指定運営機関が判断し、それを理事会に通知することが条件。
  - 最長 10 年で、更新の選択肢は無し。
30. リーケージとは、プロジェクト・バウンダリー外において発生する温室効果ガス排出源からの人為的排出量の正味変化であり、計量可能で当該 CDM プロジェクト活動に起因するものとして定義される。排出源による人為的排出量の削減量は、当該プロジェクト・カテゴリーに関する appendix B の規定に則ってリーケージ調整されるべきこと。理事会は、appendix B に追加されるその他のあらゆるプロジェクト・カテゴリーについてリーケージ計算の簡素化を検討すべきこと。
31. プロジェクト・バウンダリーには、当該プロジェクト参加者の管理下にある温室効果ガス排出源による大量の人為的排出量であり、当該プロジェクト・カテゴリーに関する appendix B の規定に則って小規模 CDM プロジェクト活動に起因すると考えられるものが含まれるべきこと。

### C. モニタリング

32. プロジェクト参加者は、小規模 CDM プロジェクト活動ないしバンドリングした小規模 CDM プロジェクト活動のためのプロジェクト設計文書の一部として、モニタリング計画を含めるべきこと。モニタリング計画は、以下の目的に必要なデータの収集と保管について規定するものであるべきこと。
- 当該プロジェクト・カテゴリー用に appendix B で指示されたクレジット期間中において、プロジェクト・バウンダリー内で発生する温室効果ガスの排出源による人為的排出量を推計しないし計量するため
  - クレジット期間中におけるプロジェクト・バウンダリー内の温室効果ガス排出源——当該プ

プロジェクト・カテゴリー用に appendix B で指示されている——からの人為的排出量のベースライン決定するため

- (c) 当該プロジェクト・カテゴリー用の appendix B の規定に則って、小規模 CDM プロジェクト活動案による排出源からの人為的排出削減量と、リーケージ効果分を計算するため

3 3. 指定運営機関が有効化の際、当該プロジェクト・カテゴリー用に appendix B で指示されるモニタリング方法が当該プロジェクト活動の状況にふさわしい良好なモニタリング手法となっていると判断すれば、同モニタリング方法を小規模 CDM プロジェクト活動のためのモニタリング計画で使用することができる。

3 4. プロジェクト活動がバンドリングされている場合、上記 32、33 項に則ってプロジェクト活動ごとに別々のモニタリング計画を適用するか、バンドリングされたプロジェクト活動にふさわしい良好なモニタリング手法となっており、バンドリングされた当該のプロジェクト活動により達成される排出削減量の計算に必要なデータ収集及び保管に役立つと有効化の際指定運営機関に判断された、バンドリング・プロジェクト用一括モニタリング計画を適用すべきこと。

3 5. プロジェクト参加者は、登録されたプロジェクト設計文書に盛り込まれたモニタリング計画を実施し、そのモニタリング・データを保管し、そのモニタリング・データをプロジェクト参加者に指定されたクレジット期間中に達成される排出削減量検証の契約を結んだ指定運営機関に報告すべきこと。

3 6. 情報の正確性及び/ないし完全性の向上のために当該モニタリング計画に対し行われる改定がもしあれば、プロジェクト参加者によってその正当性を証明されなくてはならず、その改定は有効化のために指定運営機関に提出されなくてはならない。

3 7. 登録されたモニタリング計画とその改訂版の実施は適宜、認証削減単位（CER）の検証・認証・発行の条件とされるべきこと。

3 8. 人為的排出削減量のモニタリング及び報告に続き、登録された方法を適用し、当該プロジェクト・カテゴリーのための appendix B に則り、ベースライン排出量から排出源による実質人為的排出量を引いて適宜リーケージ調整を行い、特定期間中の小規模 CDM プロジェクト活動によって生じる CER を計算すべきこと。

3 9. 当該プロジェクト参加者は、検証実施のためにプロジェクト参加者が契約した指定運営機関に対し、検証及び認証のため上記 32 項に規定された登録済みモニタリング計画に則って、モニタリング報告書を提出すべきこと。

4 0.

#### Appendix A

#### 小規模 CDM プロジェクト活動のためのプロジェクト設計文書簡素化

(注：本付録は、理事会が CDM プロジェクト活動用プロジェクト設計文書(CDM-PDD)に合意し次第作成される。)

Appendix B

**選定された小規模CDMプロジェクト活動カテゴリー用の簡素化された指標的ベースライン及びモニタリング方法論**

Project types*	Project categories	Technology/ Measure	Boundary	Baseline	Leakage	Monitoring
Type (i): Renewable energy projects	A. Electricity generation by the user/household					
	B. Mechanical energy for the user/enterprise					
	C. Thermal energy for the user					
	D. Electricity generation for the system					
Type (ii): Energy efficiency improvement projects	E. Supply-side energy efficiency improvements – transmission and distribution activities					
	F. Supply-side energy efficiency improvements – generation					
	G. Demand-side energy efficiency programmes for specific technologies					
	H. Energy efficiency and fuel switching measures for industrial facilities					
	I. Energy efficiency and fuel switching measures for building					
Type (iii): Other project activities	J. Agriculture					
	K. Switching fossil fuels					
	L. Emission reduction in the transport sector					
	M. Methane recovery					
Type (i)-(iii)	N. Other small-scale project **					

\* 決定17/CP.7の6項(c)に則る

\*\* 小規模CDMプロジェクト活動のための簡素化された方法及び手続きの8項から10項によって、プロジェクト参加者は新たな小規模CDMプロジェクト活動のカテゴリーや手法の見直しを、適切な場合、理事会におけるappendix Bの検討や改訂のために提出することが許されている。

Appendix B attachment A

(小規模CDMのための簡素化された方法及び手続きの28項に則って、「プロジェクト参加者が指定運営機関に対して、appendix B の attachment A に列記された1つまたはそれ以上のバリアのためにプロジェクト活動は実施されなかつたことを証明できれば、appendix B に列記された簡素化されたベースライン及びモニタリング手法は小規模CDMプロジェクト活動に使用することが出来る。プロジェクト・カテゴリーがappendix B に明記されている場合、プロジェクト活動は実施されなかつたという定量的な証明は、appendix B の attachment A に列記されたバリアに基づく証明の代わりにすることができる。」)

## Appendix C

### デバンドリングを判断するためのデシジョンツリー

(デバンドリングとは、大規模プロジェクトを小規模プロジェクトに分割することであると定義される。小規模の一サイトが連續して開発された1つのプロジェクトは不適格となる。理事会で練り上げられ合意されたデシジョンツリーは、提案された小規模CDMプロジェクト活動が大規模プロジェクト活動のデバンドリングされた部分かどうか評価するために適用される。)

---